

**駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業
令和2年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第11号）関連
事業概要説明資料**

令和2年12月

駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 16,620 千円

【財 源】 国庫支出金

● 市民の生活維持及び下支えのための対策 16,620 千円

No. 1 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業（基本給付再支給） 16,620 千円

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 （基本給付再支給）

事業費：16,620千円
（国10/10）

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

事業の概要・内容

対象者：ひとり親世帯臨時特別給付金事業において、基本給付を受給した者
支給額：1世帯50千円 第2子以降1人につき30千円を加算
積算：248世帯×50千円＝12,400千円
第2子以降134人×30千円＝4,020千円
事務費200千円

対象者

基本給付

- ①令和2年6月分児童扶養手当（児扶）受給者
- ②公的年金等受給者で令和2年6月分児扶全額停止者
- ③家計急変者（児扶受給者と同水準の者）

追加給付 上記①、②の該当者で家計急変した者

実施時期

令和2年12月25日～令和3年2月末日

担当部署

民生部 福祉課 内線313